

貸付け条件（ご利用にあたっての注意事項）

- 1 貸付けの権利を第三者に譲渡しないこと。
- 2 所長等の許可なくして機械器具に改造等を加えないこと。
- 3 機械器具を使用目的以外に使用しないこと。
- 4 機械器具の使用を終了したとき又は返却するとき、使用者は機械器具を原状に復し、直ちにセンター長等の検査を受けなければならない。
- 5 故意又は、過失により物品を滅失し又は損傷したときは、弁償の責を負うこと。
- 6 工業技術総合研究所等の業務上支障となる事由が生じたときは、貸付許可の取消又は制限をすることができること。
- 7 貸付料は別に発行する納入通知書により納入すること。
- 8 場内での1日の使用時間は午前8時30分から午後5時までの間である。
- 9 事故等の危険防止に努め、必要な安全対策を行うこと。
- 10 不測の事態が発生したときは直ちに支援センター職員に連絡すること。
（内線 ）
- 11 初めて使用する機器や操作方法に疑問のある場合は支援センター職員の操作説明及び注意事項を聞いてから使用すること。
- 12 貸付機器使用中に発生した使用者の責に帰すべき事由による事故および自然災害による事故によって、使用者が被った被害については、使用者または申請者が全責任を負うこと。